

UPZ内における離島（愛媛県八幡浜市大島）の防護措置

- 八幡浜市は、一時移転等の指示が出た場合は大島の自主防災組織等に対して大島産業振興センター（放射線防護対策施設）へ要員の配置を依頼。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、大島港まで徒歩等で移動した後、大島港から定期船、自家用船舶等により八幡浜港へ移動。
- 八幡浜港から市民スポーツセンター（一時集結所）へ徒歩、市公用車等で移動後、市・県が手配するバス等により松山市の愛媛県総合運動公園（避難経路所）に移動。その後、松山市の指示する広域避難所に避難。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで大島産業振興センター（放射線防護対策施設）において屋内退避を実施。

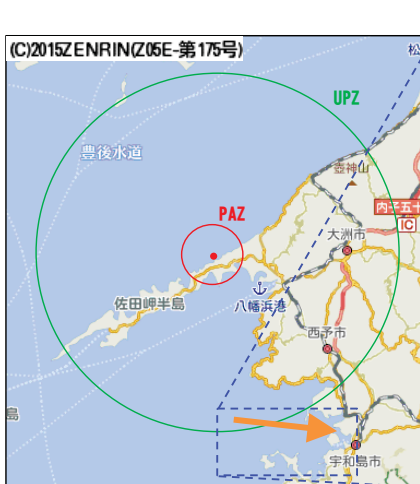


避難経路：
大島港→[船舶移動（定期船・自家用船舶等）]→八幡浜港→市民スポーツセンター（一時集結所）→愛媛県総合運動公園（避難経路所（松山市））

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

UPZ内における離島（愛媛県宇和島市嘉島）の防護措置

- 宇和島市は、一時移転等の指示が出た場合は嘉島港（一時集結所）に市職員2人を配置。
- 住民に対しては、防災ラジオ、屋外放送設備、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、嘉島港まで徒歩で移動した後、船舶により避難。
- 嘉島港から宇和島港までは、定期船、自家用船舶、宇和島市公用船等で移動し、宇和島港から避難先施設となる市内の三間町公共施設に市・県が手配するバス等により避難を実施。
- ピストン輸送による船舶避難時において一度に乗り切れなかった人や、悪天候等で船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで嘉島小学校（放射線防護対策施設）において屋内退避を実施。



避難経路：
嘉島港（一時集結所）→[船舶移動（定期船・自家用船舶、宇和島市公用船等）]→宇和島港→三間町公共施設（避難先施設）

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施

- 上関町は、一時移転等の指示が出た場合は八島ふれあいセンター（島内集合場所）及び上関町総合文化センター（島外避難所）に町職員2人1組を配置。
- 住民に対しては、防災行政無線（同報系）、広報車、拡声器、緊急速報メールサービス等を活用して情報を伝達。
- 住民は、八島ふれあいセンターに徒歩、町公用車で移動した後、八島港から船舶により避難。
- 八島港から室津港までは、かみのせき丸（町定期船）、漁船で移動し、室津港から島外避難所となる上関町総合文化センターへ徒歩、町公用車で移動。
- 船舶による避難が困難な場合は、船舶避難ができるようになるまで八島ふれあいセンターにおいて屋内退避を実施。

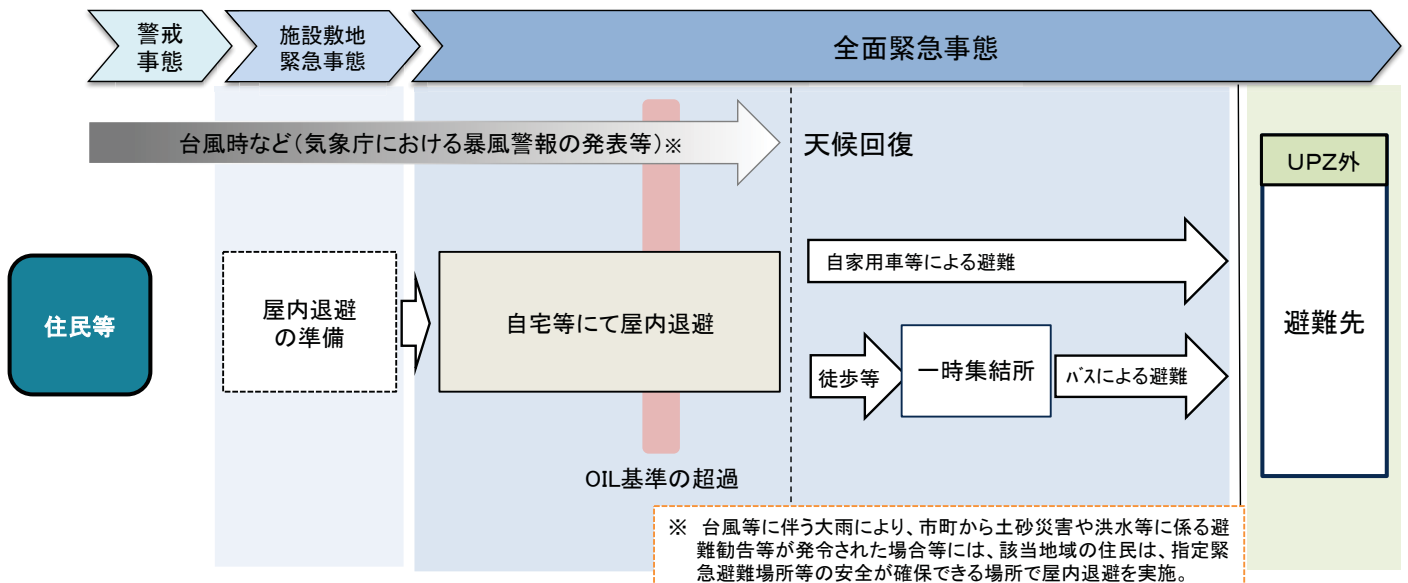


※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施
139

台風時などにおけるUPZ内の防護措置

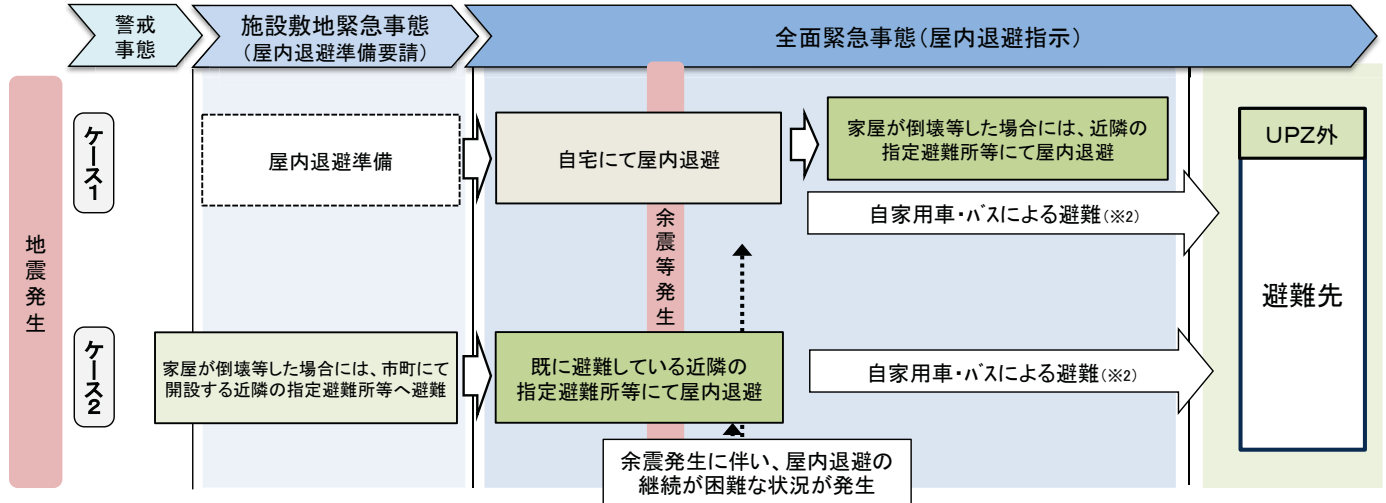
- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

< 全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例 > (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び愛媛県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時E-リングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>

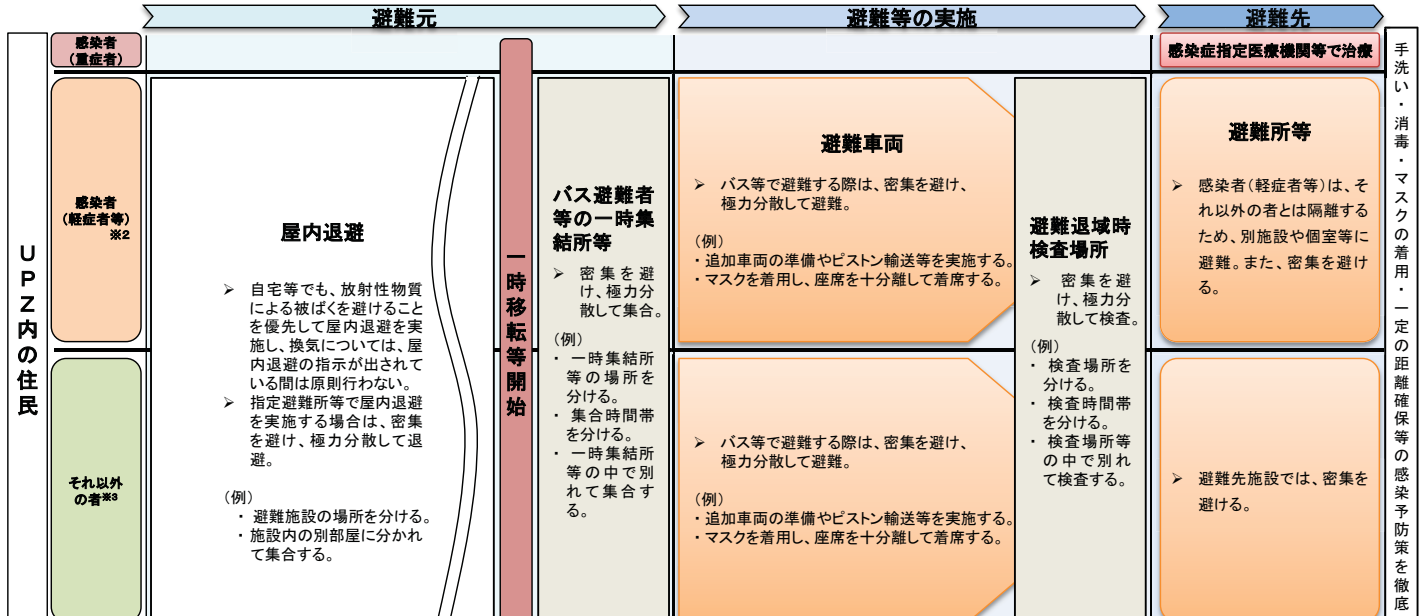


※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
 ※2 市町にて開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等に移動し、そこで屋内退避を行う。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を目指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、愛媛県及び山口県に対する関係地方公共団体からの支援策として、9つの応援協定等が締結されている。

⑦ 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月5日）

- 【対象】
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 【応援内容】
① 物資及び資機材の提供
② 施設、設備及び機器の使用又は貸与
③ 職員の派遣
④ 試験検査等の実施その他の役務の提供
⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

⑦ 愛媛県と山口県の確認事項について（平成24年3月1日）

- 【応援内容】
① 連絡通報について
② 情報交換会の開催等について
③ 愛媛県ワサビセンターへの山口県職員の受入れについて
④ 原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

⑦ 愛媛県と大分県の確認事項について（平成23年9月1日）

- 【応援内容】
① 連絡通報について
② 情報交換会の開催等について
③ 愛媛県ワサビセンターへの大分県職員の受入れについて
④ 原発事故により愛媛県から避難される方々の受入れについて

① 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

- 【応援内容】
① 人的支援及び斡旋
② 物的支援及び斡旋
③ 施設又は業務の提供及び斡旋
④ その他特に要請のあったもの

① 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

- 【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 【応援内容】
① 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
③ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
④ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供
⑥ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

① 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

- 【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 【応援内容】
① 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
③ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
④ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供
⑥ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

⑨ 九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

- 【対象】
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
- 【応援内容】
① 職員の派遣
② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
③ 避難施設及び住宅の提供
④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤ 医療支援
⑥ その他応援のため必要な事項

⑨ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

- 【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）
- 【応援内容】
① 職員の派遣
② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
③ 避難施設及び住宅の提供
④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤ 医療支援
⑥ その他応援のため必要な事項

① 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

- 【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- 【応援内容】
① 原子力防災資機材の提供
② 職員の派遣



8. 冷却告示の対象である1号機に係る対応